

鹿児島環境・情報専門学校

学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は環境分野及び情報技術分野の専門家を育成する課程を設置し、実務に必要な専門的知識及び技能を修得させ、我が国の発展及び持続可能な社会の実現に向け寄与しうる有能な人材の育成をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、鹿児島環境・情報専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、鹿児島県鹿児島市田上3丁目4番8号に置く。

第2章 教育課程・組織等

(課程等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

	分野	課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員
昼	工業	専門課程 (専門士取得)	環境情報オフィス学科	2年	15人	30人
		専門課程 (専門士取得)	環境情報システム学科	2年	20人	40人
		専門課程	高度環境情報専攻科	1年	10人	10人

2 在学年数は、休学等あらかじめ承認を受けた場合を除き修業年限の2倍までとする。
但し、特別の理由のある場合は、別に細則の定める所により延長できるものとする。

(教職員組織)

第5条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 専任教員 3名以上
- (3) 兼任教員 3名以上
- (4) 事務職員 1名以上
- (5) 学校医 1名

2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

(学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は次のとおりとする。

- (1) 前期：4月1日から9月30日まで
- (2) 後期：10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業：8月8日から8月31日まで
- (4) 冬季休業：12月28日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業：3月25日から4月3日まで
- (6) その他校長において指定する日

2 必要があるときは、休業日に授業を行うことができる。

3 災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(始業及び終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。但し、校長が教育上必要と認めた場合は、始業及び終業時刻を変更することがある。

- (1) 始業時刻：午前9時20分
- (2) 終業時刻：午後5時00分

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程、授業時数及び卒業までに履修させる授業時数は、別表第1のとおりとする。

2 授業時数の1単位時間は、50分とする。

第3章 単位修得・成績評価等

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次の各号による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(他校における科目の履修等)

第11条 大学、短期大学、専修学校の専門課程における履修及び専修学校以外の教育施設による履修等、本校に入学する前に履修した授業科目が本校の授業科目と同等以上であると認められる場合に履修した授業科目は、専修学校設置基準第9条、第10条、第11条の規定により、当該の専門課程の履修とみなすことができる。

2 転入学等の場合を除き、修了に必要な総授業数の2分の1を超えないものとする。

3 履修とみなすことができる科目の授業料の減額はしないものとする。

(成績評価等)

第12条 本校における授業科目の成績評価は、学期末において、次の各号により行う。

- (1) 授業科目の成績評価は、当該科目の担当教員が行う。複数の教員によって行われる科目は、主たる責任者が他の教員と協議して行う。
- (2) 成績評価は、定期試験を行い教育目標の達成度を評定するとともに、学習態度及び修学状況を加味して総合的に行うものとする。
- (3) 定期試験の受験資格は、原則として修得すべき科目の総授業時間の6割以上を出席した者とする。但し、特別の理由のある場合は、別に細則の定める所によりレポート等の提出をもって出席とみなす事ができる。
- (4) 成績評価は、80点以上を優、70点以上80点未満を良、70点未満を可とし、60点未

- 満かつ平均点の5割未満の場合は不合格とする。
- (5) やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。
 - (6) 定期試験の不合格者に対しては、補講授業の後に再試験を受験することができる。この際の成績評価は、可又は不合格とする。
 - (7) 実験、実習及び実技の成績評価は、報告書又は成果に基づく教員の評価により決定することができる。
 - (8) 復学又は留年した者は、既に合格している科目については、教員会議を経て再履修を免除することができる。

第4章 科目等履修等

(科目等履修生)

- 第13条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から、履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考のうえ科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 費用徴収等については、別に定める。

(市民講座及び教育訓練講座)

- 第14条 本校の教育に支障がない限りにおいて、一般市民を対象とした市民講座及び教育訓練講座を開設することができる。

第5章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

- 第15条 本校の専門課程に入学できる者は、高等学校を卒業した者等、学校教育法第125条第3項に規定する者とする。
- 2 専攻科に入学できる者は、本校2年間の専門課程を修了し社会経験1年以上の者、又は大学4年課程修了以上の者とする。

(入学時期)

- 第16条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続、許可)

- 第17条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前項の手続を終了した者に対し入学試験を行い、入学許可を決定する。
 - 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から20日以内(但し4月1日まで)に入学金を添えて入学手続をとらなければならない。
 - 4 学費納入に関し必要な事項は、納入金規程をもって示す。
 - 5 納入済の入学金及び入学選考料については、原則としてこれを返還しない。
 - 6 前項の規定に係わらず、入学手続を完了した者で3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学選考料及び入学金を除き、納入済の授業料その他の納入金は原則としてこれを返還する。
 - 7 別に定める所により、納入金の一部を減免することがある。

(学費)

- 第18条 本校における年間学費は、次のとおりとする。 (円)

学科・専攻名（学年時）	授業料	実験学習費	施設維持費
環境情報オフィス学科（1学年時）	500,000	120,000	170,000
オフィスビジネスコース（2学年時）	500,000	120,000	170,000
環境マネジメントコース（2学年時）	500,000	120,000	170,000
環境情報システム学科（1学年時）	500,000	120,000	170,000
情報プロフェッショナルコース（2学年時）	500,000	120,000	170,000
環境マネジメントコース（2学年時）	500,000	120,000	170,000
高度環境情報専攻科	500,000	120,000	170,000

- 2 入学金は、150,000円とする。
- 3 入学選考料は、15,000円とする。
- 4 その他納入金の規程については別に定める。

（転入学等）

- 第19条 本校において、転入学等とは転入学、転出学、編入学、再入学、及び転学科をいう。
- 2 他校から転入学を希望する者がある場合は、学習の進展を判断し許可することがある。
 - 3 他校へ転出学を希望する者は、届け出なければならない。
 - 4 他校を卒業又は中退し、編入学を希望する者がある場合は、学力の程度を判断し許可することがある。
 - 5 本校を卒業、中退又は修業年限を修了した者は、編入学又は再入学を願い出る事ができる。
 - 6 転学科を希望する者は、学期末において願い出る事ができる。

（休学、復学又は退学）

- 第20条 学生がやむを得ない事由により休学、復学又は退学をしようとする場合は、所定の書類にその事由を記載し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学期間は、概ね2カ月以上の場合とする。
 - 3 休学は学期ごとに行えるものとし、授業料・実験学習費・施設維持費に替えて、別に定める休学料を納めるものとする。
 - 4 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学する事ができる。

（進級、卒業の認定）

- 第21条 校長は学年末において、授業科目の履修状況の報告に応じ、上位の学年に進級させるものとする。3科目以上不合格の科目のある者は留年とする。
- 2 校長は、卒業に必要な授業科目を合格した者の報告に応じ、卒業を認めるものとする。
 - 3 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書又は修了証書を授与する。

（称号の授与）

- 第22条 工業専門課程環境情報オフィス学科及び工業専門課程環境情報システム学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第6章 褒賞及び懲戒

（褒賞）

- 第23条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(懲戒)

第24条 校長は、規則に違反したり、学生の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められた場合には、学生に懲戒を加えることがある。

2 懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。

3 訓告及び停学は、学校の秩序を乱し学生としての本分に反した者に対して行う。

4 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第25条 授業料その他の納入金を6カ月以上滞納し、督促を受けてもなお納入しない者は、除籍とする事ができる。

第7章 学校評価

(学校評価)

第26条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第8章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

第9章 委任

(委任)

第28条 この学則に関し定めなき事項は、校長に委任する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

この学則は、平成28年10月1日に一部改正し、平成28年4月1日にさかのぼり適用する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

高度環境情報専攻科については、令和2年4月1日より暫くの間、募集停止とする。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

年間授業時数					
科 目	1年次		2年次		
	環境情報オフィス学科	環境情報システム学科	オフィスビジネスコース	情報プロフェッショナルコース	環境マネジメントコース
公害防止管理者ⅠA	30	30			
公害防止管理者ⅠB	30	30			
公害防止管理者ⅠC	30	30			
公害防止管理者ⅠD	30	30			
廃棄物管理	30	30			
労働安全衛生Ⅰ	60	60			
品質マネジメント	30	30			
環境社会	60	60			
情報会計Ⅰ	60	60			
ワープロ	60	60			
表計算	60	60			
就職実務Ⅰ	30	30			
Webデザイン	30	30			
ビジネスマナーⅠ	30	30			
医療事務Ⅰ	180				
一般教養	30	30			
プログラム入門		90			
プログラム基礎		90			
情報処理A		120			
情報処理B	120				
公害防止管理者ⅡA			60	60	60
公害防止管理者ⅡB			30	30	30
公害防止管理者ⅡC			30	30	30
環境マネジメント			30	30	30
労働安全衛生Ⅱ			60	60	60
情報会計Ⅱ			60	60	60
EUC			60	60	60
プレゼンテーション			30	30	30
データベース			60	60	60
ビジネスマナーⅡ			30	30	30
電子回路			60	60	60
就職実務Ⅱ			60	60	60
個人情報保護			60	60	60
医療事務Ⅱ			180		
情報処理応用				60	
プログラム応用				60	
プログラム発展				60	
公害防止管理者Ⅲ					180
卒業研究			90	90	90
計	900	900	900	900	900

つづき	
科 目 名	年間授業時数
	高度環境情報専攻科
環境管理士科目 1	72
環境管理士科目 2	72
エネルギー管理士科目 1 (電気 1)	72
エネルギー管理士科目 2 (電気 2)	72
エネルギー管理士科目 3 (電気 3)	72
エネルギー管理士科目 4 (熱 1)	72
エネルギー管理士科目 5 (熱 2)	72
電気主任技術者科目 (1 / 2)	72
伝送理論 (高周波 / デジタル)	72
ビジネス英語 (1 / 2)	72
情報演習 (セキュリティ / ルーティング)	72
プログラム演習 (C# / XML)	72
課題研究 (1) (2)	144
インターンシップ (5 日間以上)	30
計	1,038